

◎新潟県告示第532号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第48条第11項の規定により、新発田市の加治川沿岸土地改良区連合の所属土地改良区の数を増減を平成28年4月8日認可した。

平成28年4月19日

新潟県新発田地域振興局長